

登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条 第2項第1号から第3号までに掲げる住宅の種別に 係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行 規則(平成12年建設省令第20号)第9条第1号から 第3号に定める区分
登録番号	国土交通省関東地方整備局長 24
登録の有効期間	平成27年7月20日から平成32年7月19日まで
氏名又は名称	イーハウス建築センター株式会社
代表者の氏名	代表取締役 石井 義修
主たる事務所の 所在地	〒101-0042 電話番号 03-5294-2621 東京都千代田区神田東松下町17番地
実施する住宅性能 評価の種類	一. 設計住宅性能評価 二. 建設住宅性能評価 (新築住宅) 三. 建設住宅性能評価 (既存住宅)
住宅性能評価を行う 住宅の種類	10,000㎡以内の住宅
業務区域	茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、 東京都(島しょ部を除く)、神奈川県、山梨県及び 長野県の全域